

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年10月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500070号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1500034号

第1 結論

平成16年6月、同年8月、平成17年1月、同年2月及び同年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年6月
② 平成16年8月
③ 平成17年1月及び同年2月まで
④ 平成17年4月

私は、平成16年1月から平成18年9月まで国民年金に任意加入し、請求期間に係る国民年金保険料を納めたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。請求期間の保険料を郵便局又は農協で納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を郵便局又は農協で納付していたと主張していることから、当該金融機関に照会したが、請求期間に係る保険料が納付されていたことを確認することができない。

また、請求者の居住地を管轄する年金事務所が保管する「年金相談受付票」等の資料によれば、請求者は、平成19年2月28日に年金相談に出向き、同日時点における国民年金の保険料納付済期間の確認を行うとともに、老齢基礎年金の受給資格を満たすために必要な納付月数の確認を行っており、平成16年6月分(請求期間①)、同年8月分(請求期間②)及び平成17年1月及び2月分(請求期間③)の国民年金保険料が未納である旨の説明を受けているものと考えられる上、同日時点において、請求期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500153 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500035 号

第 1 結論

昭和 47 年 8 月から昭和 53 年 11 月までの期間及び昭和 58 年 8 月から昭和 59 年 2 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月から昭和 53 年 11 月まで
② 昭和 58 年 8 月から昭和 59 年 2 月まで

私の請求期間に係る国民年金の加入手続については、妻が当時居住していた A 市役所で手続を行ったと思う。また、国民年金保険料の納付については、妻が同市役所及び B 町役場で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずなのに、妻の記録が納付済となっているにもかかわらず、私だけ国民年金に未加入で国民年金保険料を納付していないということは考えられない。納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求者の妻が A 市役所で請求者に係る国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、請求者は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降の平成 19 年 12 月 21 日に初めて国民年金に加入しており、請求者の妻が保険料を納付したとする A 市及び B 町における国民年金手帳記号番号の払出を確認しても、請求者に対し、基礎年金番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、請求期間は未加入期間であり、請求者の妻が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者は、国民年金保険料の納付等に直接関与していなかったことから、請求者に聴取しても、国民年金保険料の納付等についての具体的な状況が不明であるとともに、請求者の妻は、請求者に係る請求期間当時の加入手続並びに納付方法及び納付場所についての記憶が明確ではなく、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）もなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。